

# 政務活動費に係る収支報告書等の閲覧について

「香川県議会政務活動費交付条例」に基づき、県議会の議員には政務活動費に係る収支報告書の提出が義務付けられています。収支報告書には、領収書その他の支出証拠書類の写しを添付しなければなりません。

これらの収支報告書等は、どなたでも閲覧することができます。

## 1 閲覧対象の文書

- 収支報告書及び当該収支報告書に記載された政務活動費による支出に係る領収書その他の支出証拠書類の写し

## 2 閲覧の方法

- 閲覧場所 香川県議会図書室(議会議事堂4階)  
高松市番町4丁目1番10号
- 閲覧時間 午前8時30分～正午、午後1時～午後5時15分  
月曜日から金曜日(年末年始及び祝祭日を除く。)
- 閲覧受付 議会事務局総務課(議会議事堂2階)
- 閲覧手続き 議会事務局総務課受付において、備え付けの閲覧請求書に必要事項を記入して係員に提出してください。

## 3 閲覧時の注意事項

- (1) 閲覧は、議長が指定する場所で、勤務時間中に行ってください。
- (2) 閲覧書類を閲覧場所の外へ持ち出してはいけません。
- (3) 閲覧書類は丁重に扱い、破損、汚損又は加筆等はしてはいけません。
- (4) 上記に違反する場合には、閲覧の中止や閲覧の禁止をすることがあります。

## 6 お問い合わせ先

- 香川県議会事務局総務課 電話:(087)832-3678